

◇ 平成20年度年度計画の評価

1. 評価の目的

教育・研究等評価センター（以下「評価センター」という。）は、評価センター規則に基づき、埼玉大学が文部科学省に提出した中期目標・中期計画のうち平成20年度の年度計画の達成状況を担当部局ごとに評価した。評価センターが行う評価は、①各部局が中期目標を達成するためにどの程度、年度計画を実施しているかを点検し、②各部局における中期目標達成に向けての自覚と努力を促し、③もって本学の教育・研究の活性化を図るとともに業務運営の一層の効率化を促進し、④評価結果を公表することにより本学の教育・研究活動の理解が得られるようにしていくことを目的としている。

2. 評価のプロセス

(1) 評価センターは平成21年1月13日付で各部局に対して、平成20年度の年度計画の実施状況と目標の達成状況を自己評価して、平成21年3月10日までに提出するように依頼した。

(2) 平成20年度中の業務運営や財務運営の改善・充実等の取組に係る状況は文部科学省国立大学法人評価委員会に、業務実績報告書として提出されるため、これらの基礎データとして学内における各部局の実施状況を、平成21年3月に評価センター員が各部局からの自己評価書を慎重に精査した。

(3) 評価センターによる評価結果とコメントを各部局に戻し、4月30日までに記述を修正・加筆の上、再提出するよう依頼した。(4月21日)

(4) 各部局で修正・加筆された20年度計画実施自己点検書に基づいて再評価を5月7日から5月21日まで評価センター員全員で行うとともに、これに基づいて業務実績報告書の作成がなされた。一方、各部局に対しては、評価センターでの再評価結果を再び返却した。そして、これをもって最終版とし、評価センターでの平成20年度計画の実施状況の評価を確定し、評価の原案を6月8日に学長に報告した。

3. 評価の基準

(1) 評価センターが年度計画の実施状況の評価するにあたっての基準は、国立大学法人

評価委員会が定めた「各年度終了時の評価に係る実施要領」（平成 16 年 10 月 25 日決定、平成 21 年 1 月 28 日一部改正）の中にある評価の基本方針および国立大学法人評価委員会に提出する「実績報告書」の記載例に基づき、以下のように定めた。

- 1) 中期目標達成に向けた年度計画が進行しているかどうか。
- 2) 年度計画の進行状況や計画を実施するために講じた措置等の記述があるかどうか。
そしてそれらの基になる資料があるかどうか。
- 3) 計画の進行状況が確認できるように記述されているかどうか。

(2) 評価センターによる評価

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の各年度終了時の評価に係る実施要領（平成 16 年 10 月 25 日決定 国立大学法人評価委員会決定、平成 21 年 1 月 28 日一部改正）を基準にし、国立大学法人に求められている次の 4 段階の自己評価を採用し、上記の基準により評価した。

「年度計画を上回って実施している」(Ⅳ)

「年度計画を十分に実施している」(Ⅲ)

「年度計画を十分には実施していない」(Ⅱ)

「年度計画を実施していない」(Ⅰ)

- ・評価センターは事項の記載が次のような場合に、評価をⅠまたはⅡとした。
 - ・「中期目標・計画と無関係の記載、あるいは年度計画の実施について記載がない」場合には評価をⅠとした。
 - ・「中期目標・計画との関係が不明瞭、あるいは年度計画の実施についての説明・記載が不足」の場合には評価をⅡとした。

4. 本評価の公表

本評価は各部局に提供するとともに、評価センターのホームページ（学内専用）において公表する。

◇ 評価結果の概要

—事務局—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、学士課程の早期卒業を可能とするように本学学則及び本学学位規則を改正し、学生の勉学意欲の向上に努めたこと、ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境を整備するため、身障者駐車スペースの整備や、大規模改修等に際してのバリアフリー化の推進を図り、また施設パトロールを実施していることなどから、計画は順調に遂行されていると判断できる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

教養学部棟改修の実施に際して、資料室等の集中化により研究環境の改善を図るとともに、全学共同利用の実験スペースやプロジェクト研究のためのスペース等の確保を図るなど、施設の有効利用を図っており、計画は順調に遂行されていると判断できる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、広報・地域貢献担当の副学長を配置するとともに新たに「広報戦略室」を設置し、広報業務に臨機に対応・実施する体制を整えた。全学運営会議から各副機構長、図書館長、評価センター長、事務局各部長をメンバーから外すことにより、役員と学部長による効率的な協議を可能にした。

中期目標に即した戦略的・重点的配分を基本としつつ、従来の予算配分システムを見直し、学長裁量経費の充実、部局長裁量経費を増額して、教育研究の一層の充実を図ったほか、光熱水料や基盤的業務費は使用実績を勘案したうえで節減目標を設定して配分するなど、メリハリのある予算配分システムとした。

これらにより運営体制の改善に関して、計画は順調に遂行されていると判断できる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

平成20年度は、教育・研究等評価センターの評価結果を踏まえて、各学部・研究科の再編、教員の適正配置のための全学的な組織改革計画を次期中期目標・計画に盛り込むべく、戦略企画室に将来構想部会を設置し検討を開始していることにより、計画

は順調に遂行されていると判断できる。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

全学運営会議において、女性教員、外国人教員の比率向上への対応策、改善策を検討した。現状として、大学教員のうち女性教員の占める割合は、14.41%、外国人教員の占める割合は、4.03%であり、法人化前に比較して比率は高まっている。女性教員に関しては分野による違いもあり、単純ではないが外国人教員についてはさらなる増加が望まれる。

大学運営のための事務職員の職務向上に向けて各種研修を行っている。また、民間会社から、職員を採用し、文部科学省をはじめとする8機関と15名の人事交流を実施している。職員採用について、一定数の若手職員を新規採用するとともに学内幹部職員登用制度を導入している。以上より、教職員人事の適正化に関する計画を十分実施していると判断できる。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

情報管理業務の一元化を図り、事務電子化を含むIT担当専任スタッフを民間企業より採用し、グループウェアの機能の利用を拡充することにより、さらに文書のペーパーレス化が図られた。電子決裁については、文書処理規程を改正することにより、電子処理にそぐわない一部の決裁を除き電子決裁化が図られた。地域の銀行など民間企業家らから職員を受け入れたことにより、地域との連携、発展基金の確保及び学生の就職支援活動に係る業務の強化が図られた。サイボーズシステムの円滑な運用及び機能の充実が図れるなど、情報基盤に係る整備が推進された。関東甲信越地区国立大学法人等職員採用試験実施委員会に参画し、幹事校として他大学等とともに、採用試験事務室の運営を実施している。これらにより年度計画を実施していると判断できる。

不正使用防止のため防止推進室に教員を加えるとともに監査室、監事及び会計監査人と連携を図り、その機能を強化しており、計画は順調に遂行されていると判断できる。また外部委託契約における複数年契約や委託業務の集約について検討を行い、複数年契約が可能な業務については実際の契約に進んでいることから、年度計画を上回って実施していると判断できる。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、近隣類似施設の料金調査を行い、それに基づき施設使用料の見直し

の検討を行っており、計画は順調に実施されていると判断できる。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

平成 21 年度までの総人件費 4 %削減については平成 18 年度末現在で既に達成している。平成 20 年度においては、引き続き人件費の執行状況を随時把握し、年間の人件費見込額をその都度きめ細かく算定し、その他、大学生協との「災害時における食料等の提供に関する協定書」の締結による備蓄品購入経費の節減を始めとして、「光熱水費削減計画」の策定や複写機賃貸借契約についての見直しなどを通じて一般管理経費について、一層の縮減に努めていることから、総じて年度計画を順調に実施しているととも、一部については年度計画を上回って実施していると判断する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

平成 20 年度は、資金運用に関しては資金収支計画及び資金運用計画に基づき見込まれる余裕金の短期運用を行っており、また施設に関しては教室等の積極的貸し出しや施設使用料の見直し検討が計画どおり実施されており、計画は順調に実施されていると判断できる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学のトピックスをリリースペーパーにして報道関係者に積極的に配付することや、ホームページ更新の迅速化、新たに学内向けニューズレターを発行するなど「広報プラン」を着実に実施に移し、大学ホームページのエントリーページについて、各学部のカラーに合わせた色彩デザインの変更などリニューアルを行い、広報委員会を廃止し、新たに副学長をキャップとする「広報戦略室」を設置している。これらにより、年度計画を十分に実施していると判断する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置

施設設備の整備計画に基づいて教育学部棟の大規模改修の実施、老朽化トイレの改修、第一体育館、本部棟の耐震診断（2次）などを実施することにより、バリアフリー化と教育研究環境の改善を図っている。また外部資金を活用した LLP 等による設備の整備、構内環境の維持改善を目的とした環境報告書の公表や環境目標と行動計画の策定、「環境美化推進連絡会」の定期的な開催など、計画は順調に実施されていると判

断できる。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

「安全衛生委員会」は、引き続き関係法令及び学内規程に従って厳格な安全管理を実施し、構内道路標識の点検整備、駐車場案内図の作成、公表を行うとともに、安全衛生上の観点から、平成20年2月に追加になった3種類のアスベストを調査し、該当箇所におけるアスベストを撤去している。避難訓練、防災訓練、地震災害に備えた対策も着実に実施されており、計画は順調に実施されていると判断できる。

VI 特色ある取り組み

- ・環境目標と行動計画」をより具体的にした「平成20年度光熱水費削減計画」を新たに策定し、省エネを推進した。
- ・地震災害時に無償で食料等の提供を受けられることができるよう、大学生協と「災害時における食料等の提供に関する協定書」を締結したことにより、備蓄品購入経費の節減を図った。
- ・清掃等学内常駐業者及びゴミ収集業者等（学外業者）と「環境美化推進連絡会」を隔週で開催し、構内環境の維持改善を行った。

VII その他特記すべき事項

特になし。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとIIIの割合 100.0 % (4/4)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとIIIの割合 100.0 % (37/37)

以上から、教育研究等の質の向上に関する目標については、順調に進んでおり、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標についても、順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—全学教育・学生支援機構—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教養教育を含めた全学教育の成果に関する具体的目標設定では、英語教育、テーマ教育プログラム、副専攻プログラム、情報リテラシー教育の実施において年度計画を十分に実施していると判断される。とくに、全学教育プログラムに関しては、PDCA ループによって継続的に実施・点検・改善し、これに加えて平成 21 年度から開始する特別教育プログラム「Global Youth」と新しいテーマ教育室プログラム「世界を翔ける」の準備をおこなっていることから、年度計画を上回る取り組みをおこなっていると判断される。FDについては「全学FDガイドライン」の策定、教員用「授業ハンドブック」の作成などから、年度計画を上回る取り組みをおこなっていると判断される。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

学生による授業評価の結果を教員にフィードバックして、教員が授業の形態、指導法の改善を図るシステムの確立に関しては、WEB シラバス上に各担当教員が授業評価結果への対応を記載する項目を設け、授業評価への対応を学生にフィードバックする仕組みをつくったことから、年度計画を上回る取り組みを行っているとして判断される。入試広報の充実に関しては、前年度に引き続き、オープンキャンパス、高等学校教員向け大学説明会の実施、県内すべての高校と志願者のあった高校への大学案内などの送付、関東一円の志願者の多い高等学校への訪問による教育内容等の広報など、年度計画を十分に実施していると判断される。基準を定めた厳格な成績評価に関しては、シラバスへの成績評価基準の記載を徹底させ、平成 21 年度から実施する GPA 制度の全学的統一のための規程の整備をおこなっていることから、計画を十分に実施していると判断される。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教育支援スタッフとしての TA の積極的活用に関しては、英語教育センター、情報教育センター、基礎教育センターにおいて多数の TA を採用・活用しており、教育設備に関しては、教養教育棟の各教室での冷暖房装置への自動停止タイマーの

取り付けや、マイク設備の更新などをおこない、学生への資格情報の提供に関しては、ホームページでの記載の充実や「学生生活の手引き」への記載をおこない、ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境の整備に関しては、CALLの授業において障害の程度を考慮するなど、引き続き学習環境を整備しており、健康管理に関しては、保健センターで学生個人の健康診断情報の電子化を進めており、これらのことから年度計画を十分に実施していると判断される。とくに平成20年10月1日現在で「学生生活アンケート」を実施し、これを「平成20年度学生生活アンケート調査報告書」としてまとめたことは貴重である。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策、生活相談・就職支援等に関する具体的方策では、年度計画を十分に実施していると判断される。とくに「英語なんでも相談室」では、学生からの相談にのるだけでなく、各種行事を企画・実施して、英語への興味・関心を高めたことは評価できる。また、全課外活動団体代表者を対象としてリーダーシップトレーニングをおこなったことも評価できる。生活相談・就職支援においては、さいだいスポット21を設置し学生の相談に対処し、きめ細かい指導を行うなど年度計画を十分に実施していると判断される。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

全学教育・学生支援機構に「教育免許センター」、「国際開発教育研究センター」、「共生社会教育研究センター」を加えて、円滑な運営をおこなっており、年度計画を十分に実施していると判断される。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策、及び業務のアウトソーシング等に関する具体的方策では、WEB教務システムの円滑な運用や、教員用WEBシステムの学外からのアクセス運用、学生寮の清掃・ゴミ処理の外部委託などをおこなっていることから、計画を十分に実施していると判断される。

IV 自己点検・評価及び当該状況に関わる情報の提供に関する目標を達成させるための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成させるための措置

大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策については、ホームページの充実を図っていることから、年度計画を十分に実施していると判断される。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (29/29)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (4/4)

以上から、教育研究等の質の向上に関する目標については、順調に進んでおり、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標についても、順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—総合研究機構—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

重点研究テーマ（5件）について、研究経費やスペースの配分により支援を行った。さらに、これらの重点研究を研究拠点として整備し、平成21年1月に脳科学融合研究センターを設置するとともに、平成21年度に環境科学研究センターを設置する準備を進め、重点研究テーマを基にした融合脳科学領域の教育研究拠点を「21年度グローバルCOEプログラム」として申請している。受託・共同研究等の外部資金獲得につながる事務担当を「地域オープンイノベーションセンター」内に配置することにより、外部資金に係る事務処理の効率化を試み、自治体との連携を強化するため、包括協定などに基づき地域との産学連携を強化し、共同研究を推進し、特に平成22年3月までの都市エリア産学官連携促進事業「埼玉・圏央エリア」を中心とする埼玉バイオプロジェクトを引き続き支援することを決めている。以上により、年度計画を十分実施していると判断される。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

学長の定める研究費配分システムに従い適切な資金援助を行い、プロジェクト研究費の公募においても、公募プロジェクトの採択96件中、10件（国内7件、国外3件）について国内外の研究者の参加があり、これらに対して適切なシステムのもとで経費支援した。また、引き続き大学間等との協定を締結している大学との間で、共同研究の一層の充実が図れるよう、プロジェクト研究および国際会議開催支援等への申請を奨励・支援した。今年度、新たに3件の重点研究テーマを発足（計5件）させ、それらをベースとして「グローバルCOEプログラム」に申請する教育研究拠点計画を取りまとめている。理工学研究科の連携大学院における各種機関との連携を順調に進展させ、脳科学融合研究センターを設置し、理化学研究所脳科学総合研究センターとの連携を強め、都市エリア産学官連携事業で理化学研究所、埼玉県立がんセンターと共同研究を行っている。産学連携による大学の知財の有効活用推進のために、平成20年度より知的財産部をと地域共同研究センターの一部門として整備し、地域共同研究センターを地域オープンイノベーションセンターと改称して産学交流協議会の支援を得て再構築している。以上

の点から、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会が抱える課題に対応するため、引き続き市民との共同研究会を実施し、2課題の共同研究を採択し、推進した。地域共同研究センターでは、これまでの業務を見直してリエゾンオフィスとしての機能を強化し、再編した組織の機能を明確化するため、「地域オープンイノベーションセンター」と改称した。地域オープンイノベーションセンターでは業務の一環として、大学発ベンチャー起業を支援することとしており、平成20年度「ベンチャー講座 in 埼玉」にて講義4回、プレゼンテーション2回を実施した。このセンターを活用し、産学官連携を通じて、引き続き県内唯一の国立大学としての役割を果たしていくために、県内12大学のネットワークを構築した。都市エリア産学官連携促進事業「埼玉・圏央エリア」「埼玉バイオ」の大学側の拠点として支援するため、その研究統括を担当特任教授として配置し、研究スペースを提供している。国際交流については国際交流センターと協力し、国際共同研究や諸外国との交流に努めている。これらの事業を通して、年度計画を十分実施しているものと判断する。

III 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するためにとるべき措置

科学研究費補助金申請に係る説明会の実施並びに科研費アドバイザーを配置して、科学研究費補助金の申請数・採択数の増加を図るべく努力した結果、科学研究費補助金に係る採択件数及び採択額が前年度よりも増加した。プロジェクト研究の公募、外部資金獲得へ向けた情報提供など、引き続き競争的環境に対処する学内環境を構築している。したがって、年度計画を十分実施していると判断する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係わる情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

機構が実施した、プロジェクト研究等の研究成果を、学術情報発信システム(SUCRA)に掲載し、広く情報発信した。教員の研究成果を広く周知するため、国や県等が主催する産学連携展示会やJSTの新技术説明会などに積極的に参加し、広報活動を実施した。関東北部4大学連合産学官連携戦略推進事業の教員研究成果広報誌「4U」に、成果を掲載し、広報活動を行うなど年度計画を十分実施していると判断する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

総合研究機構が管理する研究スペース（総合研究機構棟，総合研究棟4F4室，教育機構棟5F）において，全室活用中であり，年度計画を十分に実施していると判断される。

VI 特色ある取り組み

- ・脳科学研究の分野で高い評価と優れた実績をもつ理化学研究所との連携研究協定の下に「脳科学融合研究センター」を設置した。
- ・埼玉県産業労働部などと共同で今後10年の産学官連携拠点の構想をまとめた。
- ・教員研究費の配分に当たり，基盤的研究費（基本額を設定し，科研費の申請・採択及び理工系教員により加算）の配分，プロジェクト研究費採択者への配分，重点研究支援経費として重点研究テーマへの配分を行った。また，地域イノベーション支援共同研究費として，産学官連携マッチングファンド事業に経費配分した。
- ・脳科学研究の分野で評価の高い理化学研究所との連携の基に「グローバル COE プログラム申請」を行った。
- ・JSTによる説明会を行った。
- ・地域共同研究センターを地域企業からの意見を聴取するなど地域との連携を深めながら「地域オープンイノベーションセンター」と再編強化した。
- ・大学間のネットワークを構築した。

VI その他特記すべき事項

特になし

VII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとIIIの割合 100.0 % (31/31)

(2) 業務運営，財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとIIIの割合 100.0 % (4/4)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標については，順調に進んでいると判断される。業務運営，財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標についても，順調に進んでいると判断される

◇ 評価結果の概要

—総合情報基盤機構—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

シラバス推薦図書の新なる整備・充実を目的として、シラバス推薦図書の複数購入を行い、電子シラバスと図書館業務との連携を進めたことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

基本整備計画に基づいて、学生用図書の整備等を総合情報基盤機構図書館会議で検討し学部教育と連動した蔵書構築を行ったこと、東京ステーションカレッジの情報ライブラリーPCの多機能化と資料利用の拡充を図ったこと、及び教務関連システムへの学外アクセスサービスの実現、情報倫理等に対する違反行為への迅速対応を可能にしたことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

基本整備計画に基づいて、Scienceの電子ジャーナル化や電子ジャーナルリスト「A to Z」の導入等、全学的観点から研究支援のための学術情報資源の整備・充実を行い、特徴ある蔵書構築を行ったことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

地域社会等との連携・協力、社会サービス等に関する具体的方策として、埼玉県立図書館及び埼玉県立大学等との図書資料利用の相互協力に加え、県内の市町村立図書館との相互協力の試行実施を行ったこと及び地域共同リポジトリなどの地域・一般市民向けの情報サービスについて検討を行ったことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

産学官連携の推進に関する具体的方策として、平成19年度に本格運用を開始した学術情報発信システム(SUCRA)の拡充を図ると共に、新研究者総覧システム及

び埼玉県地域共同リポジトリの整備を進め、情報発信事業の新たな展開を図ったことから、年度計画を上回って実施していると判断する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

図書館のカウンター業務、遡及入力業務及び時間外開館業務についてアウトソーシング（業務委託）を引き続き実施すると共に、図書館業務の専門性を機能しやすくするためグループ制の導入を検討したことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

大学における教育研究活動に関するデータの一元化と効果的な利活用を可能にする教員研究活動データベース新システム（新 SUCRA）を SUCRA の拡充・発展により構築することが全学合意され、全体構想を取りまとめた。更に、新 SUCRA の基幹部分を構成する新研究者総覧システムの導入を進めた。以上の点から、年度計画を上回って実施していると判断する。

VI 特色ある取り組み

特になし。

VII その他特記すべき事項

特になし。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとIIIの割合 100.0 % (6/6)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとIIIの割合 100.0 % (2/2)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標のいずれも順調に進んでいると判断する。

◇ 評価結果の概要

—教育・研究等評価センター—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教育の成果に関する目標を達成するための措置として、各学部及び全学教育・学生支援機構に対して、年度計画に照らした自己点検・自己評価を求め、その客観性と妥当性を検討し、フィードバックを行った。また学外者の意見を反映させるため、民間企業の人材を招聘し、企業における人事評価の実際、組織活動の活性化等に関するレクチャーを受け、教育内容、実施体制、運営体制等の成果・効果の検証のための有益な示唆を得ている。さらに組織として研究と教育の成果を評価する方法の具体的検討を行い、各部局の教育及び研究に関わって現在行われている事項と改善の取り組み・工夫等について調査を実施し、組織全体の現況を把握、収集した資料を各部局にフィードバックしている。

教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置として、前年度に引き続き全教員に対して教育活動報告書の提出を求めた（提出率は97%）。教員活動報告における本年度の改善点として、学生による授業評価を反映させ、各教員の対応・改善に言及することとしたこと、また活動データの入力に際して、教務関連資料はあらかじめ自動入力し、前年度までの個々人のデータが参照できるようファイルシステムを改良したことが挙げられる。提出されたデータは平成19年度に作成したソフトにより集計し、組織ごとに教育データ、研究データ等の平均値、度数分布などを求め解析を行い例示した。加えて「教育の工夫に関する自己点検表」を各部局および全学教育・学生支援機構に対して配付・回収して昨年度との比較をおこない、教育の質の改善についての提言をおこなった。こうしたことから年度計画を順調に遂行していると判断できる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

収集された教員活動報告書データを基に教育・研究領域を含めた教員評価を実施した。また平成20年度は、研究機構が募集・選考しているプロジェクト研究のうち先端的研究および重点研究の中間および終了評価を行うため、評価委員会を評価センターに設けて評価結果を分析し、提言をとりまとめて研究機構に届けるとともに学長に報告した。また提出された教員活動データに関しては、平成19年度作成のソフトにより集計し、組織ごとに教育データ、研究データ等の平均値、度数分布などを求め解析を行うなどの工夫を行った。こうしたことから年度計画を順調に遂行していると判断で

きる。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

外部の人材を招請することにより評価センターの活動内容を充実・改善する取り組みを進めるとともに、法人評価を受けるための作業を通して、ここ数年間のセンターの企画・運營業務の実施状況を綿密に自己点検・自己評価した。これらの取組を通して本センターの企画・業務運営の分析機能の強化を図った。こうしたことから年度計画を順調に遂行していると判断できる。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

各学部・研究科の部局長による教員活動評価の内容を分析して、問題点・改善すべき点を学長室に報告するとともに、各学部の現況調査書の作成、認証評価における自己点検書の作成において教育・研究設備の利用状況などを点検した。こうしたことから年度計画を順調に遂行していると判断できる。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

教員活動報告書の作成に際して、教育機構と各学部が保有する教務データをあらかじめ入力したことにより、教員の入力業務軽減とデータの正確化が図られた。また、部局長による各教員の教育・研究に対する評価結果のWEB入力を可能にし、部局長の評価業務の軽減及び迅速な評価を実現させた。こうしたことから年度計画を順調に遂行していると判断できる。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

平成19年度に作成した集計システムを利用して、教育組織および研究組織ごとの活動実績を集計して統計処理を試みることで、組織を単位とした教育・研究活動評価の前提となる基礎データの提供ができるようになった。この点から年度計画を順調に遂行していると判断できる。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

中期計画の年度計画の進捗状況の点検・評価、教員活動評価、学内プロジェクト研究評価、教育及び研究の向上に関する工夫の点検等の結果を学長に報告するとともに、

教育・研究に関わる懸案を審議する全学評議会には評価センター長も出席し、点検・評価結果を報告、審議することができた。また集計システムの活用により教育・研究における各部局の取り組みと工夫を把握し、高い評価を受けた教員に対する組織としての対応の実態に関しても明らかにしており、こうした点から年度計画を順調に遂行していると判断できる。

VI 特色ある取り組み

- ・民間企業の人材を招請し、評価センターの活動に大学外の第三者の意見を反映させた。
- ・教育研究活動報告書の有効活用を目的とした、組織ごとの活動を評価できるシステムの構築。
- ・活動報告に際しての、教務データの導入による正確性の向上と、入力負担の軽減。
- ・各学部研究科に対する現況調査の実施、およびその結果を基に組織全体の状況を視覚的に把握するための資料（散布図、グラフ等）の作成、例示。

VII その他特記すべき事項

特になし。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (7/7)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (9/9)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標および業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標は順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—教養学部—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

大学院に進学し、高度専門職業人、研究者への道を歩むための高度な能力を身につけさせるために「特別専門授業」を引き続き実施し、多様なインターンシップを実施したほか、インターンシップ受け入れ先の拡充を図った。文化科学研究科では、大学院 GP の教育プログラムを実行し、公開している人材養成目標に基づいた教育を継続して実行した。文化科学研究科博士後期課程では新カリキュラムを実施した。以上の点から、年度計画を十分に実施していると判断する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

アドミッションポリシーの明確化により、個別学力検査に使用する大学入試センター試験科目の変更を決定した。専修課程の組み替えを行い、新たな学士課程のカリキュラムを基本設計した。文化科学研究科修士課程は新たに早期修了制度を実施し、実際に審査を行った。以上の点から、年度計画を十分に実施していると判断する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

教育組織と授業科目の構成について検討を行い、平成 22 年度から新たな教育組織で新たなカリキュラムによる教育を行うこととし、これに伴い、教員配置を見直し、変更することとした。学部棟改修に伴い、ハンディキャップのある学生に配慮した環境の整備を実施した。FD 活動として、FD 研修会の開催、FD 委員会ホームページの立ち上げ及び FD 活動に関する情報・活動報告等の公開を実施した。以上の点から、年度計画を十分に実施していると判断する。

教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策として、各学部・研究科では、平成 20 年度に、ホームページにおいて進学及び資格情報の更新を行い、学生の利便に供することが計画されていたが、それを実施した明確な根拠がないことから、年度計画を十分には実施していないと判断する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

全ての教員が毎週オフィスアワーを設け、シラバスに明記して学生に周知徹底した。進路指導委員会を中心に、引き続きアカデミック・アドバイザー制度を実施して学生への個別指導及び保証人への成績送付を行った。以上の点から、年度計画を十分に実施していると判断する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

研究面において社会との連携を積極的に推進するため、「ミュージアムカレッジ」、「男女共同参画のための市民講座」、「サッカー選手のための教養講座」などの事業を継続して実施し、更に、博学連携事業や研究成果の地域還元事業を実施したことから、年度計画を上回って実施していると判断する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

大学間協定を締結しているロンドン大学キングズカレッジ及びエセックス大学と講義・研究指導及び共同研究の一層の充実を図ったことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

文化科学研究科では、社会人が受講しやすいように土曜・日曜開講を継続して実施した。インターンシップ事業を積極的に推進し、公的機関・産業界からの講師の招聘を積極的に実施したことから、年度計画を十分に実施していると判断する。更に、教員の社会貢献活動が引き続き活発に行われており、教授会でも学部長が諸機関の活動に一層積極的に参画するよう推奨したことから、年度計画を上回って実施していると判断する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

代議員会の開催及び各種委員会の見直しを行い、学部運営の効率化を図った。副学部長の業務と学部長の業務との区分を明確化し、副学部長制度の活用を図った。以上の点から、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

新しい人事制度への移行は終了しており、この制度を引き続き実施する体制にあることから、年度計画を十分に実施していると判断する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

平成 17 年度に作成した「広報プラン」に基づき広報活動を幅広くおこなっており、年度計画を十分に実施していると判断する。

VI 特色ある取り組み

特になし。

VII その他特記すべき事項

特になし。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとⅢの割合 95.8 % (23/24)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (10/10)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標は、おおむね順調又は順調に進んでいると判断する。

◇ 評価結果の概要

—教育学部—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

教育現場と大学との往還的教育プログラム「学校フィールド・スタディ」のさらなる充実が行われている。進路指導委員会により、教職情報の提供、進路相談、教員採用試験対策セミナーなどが実施され、教員養成の成果をあげるために必要な措置がとられている。平成 18 年度から継続して、インターンシップが実施され、埼玉県教育委員会との連携によって埼玉県教員採用試験合格者を県内小中学校へ派遣した。大学院検討 WG の答申を受けて平成 20 年度には大学院カリキュラムを改訂した。とくに長期修業制度を実施し、現職教員の修業を容易にするとともに高度職業人の育成を行うシステムが整備された。総じて計画を十分実施している。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入試方法との関連を明確にした新たなアドミッションポリシーを作成した。アドミッションポリシーに応じた入学者を確保するための措置として、入学者受入方針を示した学部案内を県内外高等学校を中心に約 1000 校に配布した。さらにポスターの配布や高等学校への出前授業に積極的に対応するなど入試広報戦略に沿って事業を展開してきた。大学説明会（教育学部）には 3500 名を超える生徒が参加する等、学部のアドミッション広報戦略は成果をあげている。大学説明会情報については半数が HP より情報を得たとのことであり学部ホームページについても一定の成果をあげている。教育理念に応じた教育課程編成については、特別支援教育専攻、学校保健学専修ともに入学者を確保し、特別支援教育専攻にあっては初めての修了生を輩出することができた。教員免許法の改正に伴う、教員免許更新講習の 21 年度からの実施体制の整備が完了している。平成 18 年度から開始した新カリキュラムを引き続いて実施し、養護教諭養成課程の 3 年次編入を実施している。授業形態・学習指導法等に関する方策として、少人数講義の実施状況について引き続き点検を行っている。適切な成績評価の結果、引き続き教育学部学生の顕彰制度「鳳翔賞」による学生表彰を行っている。総じて計画を十分実施している。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教員配置の実現に関しては、引き続き埼玉県教育委員会との連携による任期制教員（教授）を採用し、「教職支援室」での学生支援を図るために任期制の教員の登用を継続している。教職支援室についてはさらに非常勤講師（進路指導アドバイザー）を手当するなど一層の充実を図った。教職支援室においてその一層の蓄積を行い、学生へのデータ供用へ向けて整備を行っている。教職支援室は職員2名を配置して、9:00～17:00まで毎日開室し、学生のアクセスの便を図っている。これらによって、年度計画を十分に実施していると判断される。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

オフィスアワーの実施、各種委員会による学生の学習・教科履修状況のチェックが行われている。学生の修学・履修状況の把握については、各指導教員が成績交付を行うことによって確実に把握している。履修上の問題があれば指導教員及び学務係が指導を行うシステムが確立している。保証人等への周知については引き続き行っている。教職支援室による学生の就職支援活動は同窓会、卒業生、県教育委員会の協力により継続して実施されている。総じて計画通り実施していると判断される。

2 研究に関する目標を達成するための措置**(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置**

平成21年度特別教育研究経費「特別支援教育臨床研究センターを拠点とした実践的発達障害教育支援プログラム」経費を要求し採択されたなど、計画どおり実施していると判断される。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

防災、防犯、安全対策上、積年の難問であったロッカー問題を一挙に解決し、研究環境が改善されている。

3 その他の目標を達成するための措置**(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置**

平成20年度には現職養護教諭の専修免許取得を可能とする専修の開設を行い、入学生を確保した。教職員年次研修を埼玉県・さいたま市教育委員会と連携しながら引き続き実施してきた。なお、平成20年8月には、教員免許状更新講習の試

行を埼玉大学会場と秩父会場において行った。平成 20 年度においても、地域の学校からの模擬授業、出前授業など 58 校からの要請を積極的に受け入れてきた。また、学校訪問交流プログラムとして、県教育委員会と協力しながら、学部卒業生の現職教員（埼玉県内）が勤務する学校を訪問し組織的交流を図り、その結果をFDに活かしてきた。また、埼玉県・さいたま市教育委員会との連携協議会を通じて、現職教員の研究プログラム支援や学生のインターンシップ拡大や指導の充実などについて実施した。現代GPにより活動を開始した発達支援相談室「しいのみ」では、発達障害に関する理解啓発講座（市民向け）を研究期間終了後の平成 20 年度も実施した。また、引き続き、地域貢献として、教員免許認定講習会、学校図書館司書教諭資格講習会、幼稚園教諭資格認定試験等を提供してきた。同時に教育実践総合センターでは教育相談を実施してきた。年度計画は十分に実施されていると判断される。地域社会との連携として、平成 20 年度においても、咲いたまつりへの協力・参加、美術教育講座と県立近代美術館との連携によるミュージアム・コラボレーションや音楽教育講座による市民公開コンサート「音楽の贈りもの」（第 9 回）、埼玉大学教育学部学生による「埼玉大学フレッシュコンサート」（りそな銀行との共催）の開催、埼玉大学イルミネーションなどにも協力した。以上より、年度計画を十分に実施していると判断される。

（２） 附属学校園に関する目標を達成するための措置

引き続き、附属学校園の教員による学部授業の一部担当、共同研究を積極的に行った。また、附属学校校長の裁量経費を担保し、そのリーダーシップが発揮できるような体制を整えた。これまでに附属学校園の入試選抜方法は改善され、その有効性も証明されている。平成 20 年度もその体制を維持した。総じて、計画通りに実施されている。

Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

平成 18 年度に実施された委員会体制の見直しを受け、より効率的な意志決定システムが計画通りに機能している。すでに学部長補佐体制は整備されており、平成 20 年度もそれを維持した。実際には、学部長補佐による学部運営企画室を中心にして学部運営の機動化、効率化を図っている。また、教授会司会制を導入し、結果教授会開催時間を大幅に短縮するなど効率的な教授会運営を実現した。年度計画を十分に実施していると判断される。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

計画どおりに、平成20年度には現職養護教諭の専修免許取得を可能とする専修の開設を行い、入学生を確保した。教職員年次研修を埼玉県・さいたま市教育委員会と連携しながら引き続き実施してきた。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

平成20年度においても、一般公募制を原則とする教員採用方法を維持した。任期付教授を1名採用。新規採用する全ての助教に任期制を導入し、教員の流動性を図ることとしたが、平成20年度においては該当がなかった。女性教員の比率は23.5%（19年度23.7%）であり、学内最高水準を維持している。年度計画を十分に実施していると判断される。

VI 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

充実した広報活動の成果が入試倍率の増加に顕著に表れており、計画を上回って実施していると判断される。

VII 特色ある取り組み

特になし。

VIII その他特記すべき事項

特になし。

IX 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (41/41)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (12/12)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標については、順調に進んでいると判断される。業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標についても、順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—経済学部—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、1年次前期の必修科目として学部共通の「基本科目」を新規に開設し、その成績を参考資料として2年次における学科選択手続きの円滑な履行を図った。また、学部の教育目標の見直し・将来計画に関する継続的検討の結果として、アドミッションポリシーの改定を行った。また、資格取得の講座と学部カリキュラムとの関係についての継続的検討を行うなかで、特に簿記講座については対象を主として1年生に絞った結果、多数の受講生を得ることができた。経済科学研究科博士前期課程では、前年度に引き続き社会人を中心とする高度専門職業人の養成、および博士後期課程へ進学できる学生の育成に努力することを目標とし、9月期には4人の学生が、3月期には23人の学生が修士の学位を取得している。経済科学研究科博士後期課程では、実務界からと学界からそれぞれ1名ずつの客員教授を新たに採用し、社会人学生の多様なニーズに応えられるよう教育内容を充実させた。以上の点から、当該項目において年度計画を十分に実施していると判断する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、アドミッションポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策として、入試方法改善の効果を検証するため、選抜試験のタイプと1年生必修科目（基本科目、プレゼミ）の成績の相関関係を分析した。さらに広報委員会の機能を強化・拡充するとともに、人員を増加させた。

教育課程の編成に関わって、「基本科目」を新規に必修科目として開設し、円滑に実施した。またプレゼミⅠ、Ⅱを選択科目として開講するなど、少人数教育の質的充実を努めている。経済科学研究科では、年限短縮による修了を希望する院生に対して、指導教員が必要な指導を行った結果、博士前期課程、後期課程のいずれにおいても、短縮された年限での学位取得者が輩出した。

適切な成績評価等の実施に関しては、前年度に引き続き、シラバスにおける成績評価基準の明示の徹底を図った。また、学生の成績評価に当たって、GPA制度並びに上限設定の運用を適切に実施した。さらに、経済学会及び経済学

部同窓会の協力を得て行う、成績優秀な学生に対する顕彰である優秀演習論文表彰制度も滞りなく実施した。以上の点から、当該項目において年度計画を十分に実施していると判断する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

適切な教職員の配置に関する具体的方策に関し、平成20年度においては専任担当科目の見直しも含む長期人事見通し（計画）を作成し、新規採用を実施した。またTAの有効利用を進めるという目標に沿って、新設の「基本科目」を含む授業科目の性格・必要度等を総合的に判断してTAの配置を行った。教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策については、①情報環境整備による学生の教育環境の整備、②学生の自学自習環境の充実および研究資料室の利用サービスの充実、③進学および資格情報への学生アクセスの充実、④ハンディキャップのある学生に配慮した学習環境の整備、といった点を平成20年度の目標とした。結果として、情報教育教室の全学共同利用、電子掲示板による休講情報等提供システムの改善、CiNii利用マニュアルのWEBページ公開、新入生を対象とした図書館並びに研究資料室利用についてのオリエンテーション開催、各種データベース利用実習会開催、就職内定した官公庁や大手企業の一覧リスト（過去5年間）作成・配布、就職内定4年生作成の内定報告書にもとづく推薦企業の絞込みと就職希望者への紹介、ハンディキャップのある学生に対する組織的・継続的な学習支援の実施、などを具体的に実施しており、年度計画を十分に実施していると判断する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

学習相談・助言・支援の組織的対応に関しては、①前年度に引き続きすべての教員がオフィスアワーを設定するとともに、その時間帯について学生に周知を図っている。②「成績不振者への指導について」に基づいて、学士課程にあつてはプレゼミ担当教員もしくは演習担当教員が、また大学院課程においては、指導教員が個別に成績不振者への面接を行っている、などの点などから、年度計画を十分に実施していると判断する。

社会人・留学生等に対しても、①経済科学研究科博士前期・後期課程では前年度に引き続き、夜間・土曜開講を実施していることに加え、②研究報告会・研究会・研究発表会の日曜日（祝日も含む）開催、③一般学生・社会人・帰国子女・中国引揚者師弟・留学生の間での複線・融合型教育の継続的実施、③STEPS

科目の担当，などの点から年度計画を十分に実施していると判断する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

平成 20 年度の目標とした国際協力銀行委託調査（タイ農村部の開発援助の点検）の最終報告書を取りまとめ，さらにバンコクにおいて現地政府各機関の代表を集めて報告会を開催した。またこの実績に基づき，国際協力銀行（再編により JICA）の協力の下に全学的な研究教育拠点として国際開発教育研究センターを設置したことに見られるように，当該項目については，年度計画を上回って実施している。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携，国際交流等に関する目標を達成するための措置

まず地域社会等との連携・協力等に関する具体的方策として，平成 20 年度は「サピアタワー」において，移転以前と比較して拡大・改善された環境において教育・研究が実施され，またインターネットを通して論文や図書の検索もできるようになっており，教育・研究環境の円滑な運用が行われている。「高校生向け公開講座」として 5 科目，6 講義を，「県民開放授業」として前後期合わせて 11 科目開放した。さらに委託訓練「経営管理者上級コース」を実施し，埼玉県の離職者を中心に講義をおこなった。「共生社会研究センター」を全学施設「共生社会教育研究センター」に再編したが，その基本業務は大学と地域連携の推進であり，学生のインターンシップ・ボランティア活動促進を図るため，新たに専任教員の採用人事を実施した。また県内の大学と NPO のネットワーク構築を推進するためシンポジウム「NPO と大学の出会いが地域を変える」を開催している。

次に産学官連携の推進に関しては，平成 20 年度も従来通り，埼玉県，さいたま市をはじめとして，多くの地域の公的機関の委員会・審議会等に教員が委員等として参画する一方，学部インターンシップおよび全学インターンシップを実施した。さらに公的機関や産業界から非常勤講師を招くことに加え，平成 20 年度開設の「基本科目」において企業経営者をゲスト講師として招聘し，講演会を開催した。

最後に留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関しては，国際学術シンポジウムがシンガポール国立大学側の事情で参加は見送りとな

り、さらにタイの政治情勢によりチュラーロンコーン大学側の参加者が来日できないという事態が発生したことにより、急遽、国内研究者（埼玉大学学外・学内）を中心とし、一部海外研究者を含む学術シンポジウムへと内容を変更したうえで予定通り開催した。また学術雑誌 Asian Economy and Social Environment は、シンガポール国立大学側の事情により一部編集委員会メンバーを入れ替えたうえで、毎日新聞社から第2号を刊行した。こうした点から総合的に判断して、当該項目において年度計画を十分に実施していると判断する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

平成20年度は、学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関して、教員免許制度の改革への対応を副学部長を中心にして進めたこと、また必要に応じて、学部長、副学部長、評議員、各学科長等による学部運営会議を開催していること、さらに平成20年度に広報委員会を立ち上げ、カリキュラム委員会およびアドミッション委員会との間で役割分担の見直しを行うことにより、意思決定と問題処理の効率化を図ったことから、年度計画を十分に実施していると判断する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

平成20年度は、「共生社会研究センター」に関して、引き続き「市民活動資源メタネットワークの拠点形成」の基盤づくりと、その役割を充実させるための検討を行うことを目標とした。それに対して、シンポジウム「NPOと大学の出会いが地域を変えるーNPOと大学の交流から連携へ」を開催しており、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

教員の流動性向上に関する具体的方策としては、①採用人事は原則として一般公募制により進めること、②多様な人材の確保を図ること、③採用に際して採用に際して原則として面接をおこない、教育能力を勘案した選考を行うこと、の三点を目標とした。結果として今年度は公募の原則に従って4件の教員採用人事を実施し、第一線の社会人経験者2名、女性1名の採用を決定したが、選考にあたり、面接・プレゼンテーションの実施、外部専門家2名による意見書等の手続きを踏み、研究ならびに教育能力等を勘案した。また協定先大学教員の招聘による集中講義も実施されており、年度計画を十分に実施していると判断する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

平成 20 年度は、平成 19 年度中に検討された新しい広報体制に基づき、特に入学希望者（主に高校生）や地域の人々に対し、効果的な広報活動を実施することを目標とした。結果としてアドミッション委員会が担当していた「大学説明会」、「出張講義」対応、「学部案内」作成などを広報委員会に移管することにより、広報機能を一元的に運営することが可能となったことから、当該項目において年度計画を上回って実施していると判断する。

VI 特色ある取り組み

- ・「基本科目」の開設と円滑な実施。
- ・委員会作成のマニュアルによる、学生に対する充実したインターンシップの実現。
- ・高度専門職業人の養成に相応しいカリキュラム構成を目的とした、実務家や研究者の客員教授への招聘。
- ・学生も参加するプロジェクト研究の実施、学生用紀要の発行。
- ・博士後期課程における、プロジェクト研究等を通じた早期修了希望者へのサポート。
- ・優秀演習論文表彰制度の実施。
- ・昼間コースと夜間主コースとの間での 20 単位を上限とした単位の相互認定。
- ・ホワイトカラー離職者を対象とする厚生労働省の委託訓練「経営管理者上級コース」の実施。

VII その他特記すべき事項

特になし

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (38/38)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとⅢの割合 100.0 % (11/11)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標のいずれも順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—理学部—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

副専攻プログラムの改訂, FD 活動の拡充, 卒業研究・学生による学会発表の充実, 各学科の教育目標の明確化, 進路指導講演会や企業見学などの各種就職支援活動の展開, インターンシップ教育の拡充, 学生の授業評価による授業改善の取組など, いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

入試方法の改善, 受験者数の増加を図る各種活動の展開, 転学部・転学科の継続実施と早期卒業制度の確立, 授業形態および指導法の改善に向けた教員相互の授業参観の実施, 成績優秀者の表彰制度の改善など, いずれも年度計画を十分に実施していると判断する

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

昇任人事による講義科目の新設, TA の有効利用, 学部・各学科・教員個人の HP の更新, 学部生向け図書の実質, ハンディキャップのある学生に対する TA の配属, 教育・研究等評価センターの評価結果にもとづく教育改善の取組, FD 講演会の実施や学科の FD 活動方針の明確化など, いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

オフィスアワーのシラバスへの明示の継続, 定期的個人面談の実施および保証人への成績通知, 高校教員向けのセミナー等による社会人への教育支援, 留学生担当教員やチューターによる留学生の修学支援, STEPS 科目への協力など, いずれもが年度計画を十分に実施していると判断する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携, 国際交流等に関する目標を達成するための措置

埼玉県理科教育研究発表会(高校の部)や JST 未来の科学者養成講座事業として

本年度から実施した「科学者の芽育成プログラム」に学生を参加させ、中高生の指導助言にあたらせたこと、県内高校における SPP、SSH への TA としての協力、現職教員研修プログラムや高校教員向けセミナーへの協力、公的機関の委員会・審議会等の委員への教員の積極的参画、インターンシップ教育の拡充、公的機関や産業界から講師を招いた各種講演会の開催など、いずれもが年度計画を十分に実施していると判断する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

学部長室会議による効率的な運営の実施、教育企画委員会に関する制度上の改善など、いずれもが年度計画を十分に実施していると判断する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

学部組織・学生定員等を検討し、一定の結論に達したことは、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

助教の教育活動内容の改善、教員採用人事における一般公募制の原則の適用、教育能力に対する勘案など、年度計画を十分に実施していると判断する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

広報委員会による学部 HP の定期的更新、理学部便りや新聞広告などの積極的広報活動等によって理学部志願者を増加させており、年度計画を十分に実施していると判断する。

VI 特色ある取り組み

本年度から実施した「科学者の芽育成プログラム」において学生を TA として派遣し、中高生の指導補助を行ったこと、および、基礎科学の重要性を訴える新聞広告によって理学部志願者の増加をもたらしたことは、特色ある取組である。

VII その他特記すべき事項

特になし。

Ⅷ 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

ⅣとⅢの割合 100.0 % (32/32)

(2) 業務運営，財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

ⅣとⅢの割合 100.0 % (6/6)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標，業務運営，財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標について，いずれも順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—工学部—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

①全学開放科目、初年次教育、副専攻プログラムの授業、JABEE 基準に基づく教育プログラムについての点検や各種のアンケート結果の分析に基づいて改善が図られたこと、②卒業生による講義、講演会、企業説明会を開催したり求人情報等を学科ホームページに掲載するなど、多様な進路指導を実施したこと、③インターンシップ教育を積極的に推進したことなど、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

①各学科の定員および前・後期入試の定員配分を見直したこと、②入試広報の一環として、一日体験入学、オープンラボ、出張講義等を実施したこと、③授業科目の点検と改善を継続して実施したこと、④転学部・転学科、早期卒業制度を整備して実施するとともに初年時教育を充実したこと、⑤カリキュラム、授業形態のあり方や学習指導法の改善に向けた点検が積極的に実施されていること、⑥成績優秀者の顕彰制度を継続実施するとともに履修単位の上限緩和措置を講じたことなど、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。これに加えて、高大連携講座を活用した A0 入試の可能性をアドミッションセンターと連携して検討したうえで、平成 23 年度より工学部情報システム工学科で実施することを決定したことは、年度計画を上回って実施していると判断する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

①TA 採用ガイドラインの運用実績を点検し、より合理的な TA 運用方法を新たに確定したこと、②学科ごとに進路情報をホームページに掲載してデータベース化を図っていること、③ハンディキャップのある学生の修学に関する申し合わせの策定を実現させたこと、④「授業進行の手引き」の作成や全学 FD 研究会への参加などにより、FD 活動を前進させたことなど、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

①オフィスアワーの実施状況を点検したこと、②成績不振学生や留年生に対する個別指導を強化したこと、③同窓会との連携などによって進路指導・就職支援を強化したこと、④STEPS 授業科目に一般学生を参加させることによる留学生との融合型教育を継続実施したことなど、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

中高生向けのサイエンススクールやオープンラボに学生を参加させながら従来の地域密着型の催しを実施するとともに、インターンシップの単位化を全学科で実現したこと、産業界や公的機関からの講師を招いて各種講演会を開催したことなど、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

学部運営会議、教育企画室、広報室、副学部長制度に代表される効率的意思決定システムを継続的に運営しており、年度計画を十分に実施していると判断する。

IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

中学生・高等学校向けの体験入学、工学部オープンラボ、出張講義、高等学校教員との連携などの効果的な事業を実施しただけでなく、科学者養成講座「科学者の芽育成プログラム」への参画やマスコミを通じた積極的広報を行っていることなどから、年度計画を上回って実施していると判断できる。

VI 特色ある取り組み

FD部会がまとめた「授業進行の手引き」を教員に配布して授業改善を図ったこと、および、高大連携講座を活用したA0入試の導入を決定したことは、特色ある取り組みである。

VII その他特記すべき事項

特になし。

Ⅷ 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

ⅣとⅢの割合 100.0 % (27/27)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

ⅣとⅢの割合 100.0% (3/3)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標について、いずれも順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

－理工学研究科－

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

インターンシップの継続的推進，4大学 IT 連携大学院教育プログラムの継続実施，県立高校教員の長期研修制度の維持，重点研究に合わせた教育研究領域の改廃，理工融合・文理融合領域の若手研究者の育成など，いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

ホームページへの英文募集要項の掲載，大学説明会の充実と高大連携活動への大学院生の参加，修士課程1年次修了制度・博士前期課程秋期入学制度の活用，シラバスの充実，特別研究における中間発表制度の定着，学生表彰制度の継続など，いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

TAを担当する院生への指導の強化，ハンディキャップのある学生のための自動ドア，スロープを改修時に設置することの決定，学外講師を招いてのFD講演会の実施による大学院特有のFD活動についての視点の共有など，いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

院生への国際会議派遣旅費の援助，社会人のための土曜日開講に向けた検討の継続，英語特別コースや英語授業による留学生・日本人学生の融合教育の継続実施，環境社会基盤国際コースにおけるForeign Student Officeの設置，授業へのSTEPSの短期留学生の受け入れなど，いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

重点研究に合わせて教育研究領域を改廃するとともに研究機構の「脳科学融合

研究センター」への移行措置を講じたこと、新たに2件のプロジェクトが重点研究に採用されたこと、「埼玉バイオプロジェクト」への参画や日本信号（株）との連携研究を継続的に推進したことなど、年度計画を十分に実施していると判断する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

タマサート大学・ポーランド日本情報工科大学との学術交流協定の更新、サバティカル制度の活用など、年度計画を十分に実施していると判断する。ただし、重点研究教員に対する組織的単位での業務軽減負担措置に関しては、年度計画を十分には実施していないと判断する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

長期研修制度の維持、埼玉県理科教育研究発表会における大学院生の参画、現職教員研修プログラムへの協力、公的機関の委員会・審議会等への教員の派遣、「アドバンスト・インターンシップ」の推進や「グローバルナノファブリケーション(GNF)特別コース」の設置によるインターンシップ教育の拡充、産業界や公的機関から講師を招いた授業の開講、英語特別プログラムの継続実施など、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

研究科長室会議による効率的運営の継続、研究科教授会・学部教授会・代議員会の役割の明確化、人事委員会・資格審査委員会の運営改善など、年度計画を十分に実施していると判断する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

「環境共生・防災機能都市域創生領域」の創設と「脳科学領域」の「脳科学融合研究センター」への移行、「先端物質科学研究センター」の発展的解消など、年度計画を十分に実施していると判断する。

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

任期つき助教の再任時評価基準の確定、一般公募制の原則の継続、連携大学院の「客員教員」を「連携教員」とする名称変更とその実質的任期制化、教育能力を勘案する

人事システムの維持、女性教員・外国人教員の積極的新規採用など、いずれも年度計画を十分に実施していると判断する。しかし、研究重点教員の人事諸規則を立案するという年度計画については、十分に実施されていないと判断する。

VI 特色ある取り組み

大学院 GP に採択された「地域環境保全エキスパート要請プログラム」との連動による専攻共通科目「アドバンスト・インターンシップ」の推進、「グローバルナノファブリケーション(GNF)特別コース」の新設などによるインターンシップ教育の拡充は、特色ある取組である。

VII その他特記すべき事項

特になし。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

IVとⅢの割合： 97.1 % (33/34)

(2) 業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標

IVとⅢの割合： 91.7 % (11/12)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標、業務運営、財務内容の改善及び効率化及びその他の業務運営に関する目標について、いずれもおおむね順調に進んでいると判断される。

◇ 評価結果の概要

—国際交流センター—

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

引き続き、外国人留学生、短期留学生のために、日本語教育、日本文化・日本事情等の学習の場を広く提供し、年度計画を十分に実施しているものと判断される。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

STEPS プログラムを通じて、各学部・研究科と連携し、短期留学生と一般学生との複線・融合型教育を実施し、また、「留学生就職支援セミナー」の実施や日本語国際センター（国際交流基金）の研修生懇親会等に本学の日本人学生を派遣することで、融合型教育を実施することによって、年度計画を順調に実施していると判断される。

3 その他の目標を達成させるための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

総合研究機構と協力し協定校との学生交流について、協定校から短期留学生を多数受け入れ、また協定校へも前年度より若干増加した学生を派遣し、海外学生研修も実施し、外国人研究者を招聘し、セミナー、特別講義を開催し、国際共同研究を実施し、JICAプロジェクト支援のため東ティモール大学工学部へ4名の教員を派遣した。平成19年度中国での同窓会立ち上げに続き、平成20年度にタイでの同窓会を立ち上げた。以上の事業により、年度計画を十分実施しているものと判断される。

VII その他特記すべき事項

- ・短期交換留学生向けの英語による授業（STEPS 科目）は、一般日本人学生にも開放されており、英語の能力の向上並びに「学内留学」（海外留学への事前準備）としての特色を有している。
- ・イギリス・エセックス大学とは授業料相互不徴収を前提としない学生交流協定ではあったが、平成20年度、エセックス大学からの客員研究員を受け入れることにより、授業

料不徴収の学生1名を派遣した。このエセックス大学留学パイロット・プログラムは特徴ある取り組みである。

・「アジア人財資金構想」高度実践人材育成事業に対応し留学生の就職環境を一層充実させたこと。

・平成20年度より、留学生の日本人との交流、生活相談や就職相談を充実したものにするために、日本語国際センター（国際交流基金）、さいたま市国際交流協会や埼玉県国際交流協会、入国管理局、埼玉県警、不動産協会といった地域の相談ネットワークにメンバーとして参加し、アドバイジングにおける課題点や改善点を見いだせるよう、国際交流センターが「国際教育交流」のキーステーションとなっている点。

・全留学生を対象とした日本語科目の実施、短期留学生を対象にした英語による特別プログラム STEPS を実施するにとどまらず、短期留学生を対象とした英語によるプログラムに日本人学生の参加を推奨し、全学的な国際教育交流を促し、海外留学への事前教育の機会を提供していることが特色ある取り組みである。

・国際交流センターが行っているモナシュ大学への海外短期学生派遣プログラムは、参加希望者も多く、特色ある取り組みである。

・大学独自の予算で、短期外国人研究者の招へいを支援し、また国際学会開催経費の支援を行うことは特色ある取り組みである。

・「環境社会基盤国際連携大学院プログラム」は、「経済財政改革の基本方針2007」に謳われている「国際的な大学間の相互連携プログラムを促進する」に沿った先進的プログラムである。特に、海外複数大学との間で、教員・学生を約半年間相互に派遣する特色を有する。

VIII 評定

(1) 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

IVとIIIの割合 100 % (9/9)

大学の教育研究等の質の向上に関する目標については、一定の成果をあげており、全体として順調に進んでいると判断される。